

地方独立行政法人大阪府立病院機構
医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期 事業者
選定に関する企画提案募集要項

1 業務の名称

地方独立行政法人大阪府立病院機構における医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期

1. 基本的な考え方

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局（以下「機構本部事務局」という。）が行う本募集は、医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期について提案を得るために実施する。

医療情報共有プラットフォームについて、こうした目的を達成するために、幅広い分野において高度な専門知識と豊富な実績を持つ事業者に本事業を委託すべく、企画提案を募集する。

2. 委託事業の内容

(1) 名称

医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期

(2) 提案書等として提出する資料の種類

本企画提案にかかわる提案書等として、次の5つの資料を提出すること。

- ① 企画提案応募申込書（様式2）
- ② 企画提案チェックリスト（様式3-1）
- ③ 企画提案書（本企画提案にかかわる提案項目）（様式3-2）
- ④ 企画提案書概要版（様式3-3）
- ⑤ 提案見積り（様式3-4）

上記のものを、以下の留意事項に従い、提出すること。

(3) 企画提案書（様式3-2）作成上の留意事項

- ① 企画提案書の様式は、A4縦長横書き両面とすること（図面等は除く。）。また、日本語で表記すること。右上に様式3-2と記すこと。
- ② 企画提案書は、全部で概ね200ページ以内に収めること。評価作業者が漏れなく正確に評価できるよう「企画提案チェックリスト」の各項目の順序に沿って記述するとともに、項目名をそれぞれ表記した上でその内容を詳述し、機構本部事務局が提案内容を評価しやすくできるよう編集に配慮すること。

なお、項目名にない追加提案については、項目の最後に「その他追加提案」として記載すること。

- ③ 表題は「医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期 企画提案書」とし、審査の公正を図るため、企画提案書には企業名及び企業名を連想させる文言・表現は記さないこと。

- ④ 企画提案書の1部は、様式2及び様式3-1を記載した上で頭に添付し、末尾には提案見積り(様式3-4)を添付し袋とじすること。
 - ⑤ ④の他に、企画提案書を5部作成するとともに印刷可能な「ワード」、「エクセル」(ともにバージョン2013)を基本とし、それらのPDFファイルを電子媒体(CD-R)に納めて提出すること。なお、電子媒体を含め企画提案の資料は返還しない。
- (4) 企画提案書概要版(様式3-3)作成上の留意事項
- ① 企画提案書概要版の様式は、A4縦長横書き両面とすること(図面等は除く。)。また、日本語で表記すること。右上に様式3-3と記すこと。
 - ② 企画提案書概要版の部数は5部とする。ページ数は概ね10ページ程度とし、提案書とは別に製本するとともに、印刷可能な「ワード」、「エクセル」(ともにバージョン2013)を基本とし、PDFファイルを電子媒体に納めて提出すること。表題は「医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期 企画提案書概要版」とし、審査の公正を図るため、提案書概要版には企業名及び企業名を連想させる文言・表現は記さないこと。なお、目次は企画提案チェックリスト(様式3-1)に沿って作成し、添付すること。なお、電子媒体を含め企画提案の資料は返還しない。
- (5) 提案見積り(様式3-4)作成上の留意事項
- ① 提案書に記載された内容についての経費は、日本円でソフトウェア費用(パッケージ費、人件費別)、ハードウェア費用別(調達機器別)に初期導入費用と保守費用が分かる形で提示すること。なお、この金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。
 - ② 当該業務提案見積額の上限は、6,000万円(消費税及び地方消費税を含まない。)までとすること。
 - ③ 提案見積りは1部作成し、上記2.(3)④の提案書の末尾に添付すること。
 - ④ 旅費交通費(日当を含む。)は提案見積りに含めること。
- (6) その他の留意事項
- ① 採択された提案書の著作権は発注者に帰属するものとする。
 - ② 応募された提案書は、非公開とする。
 - ③ 応募された提案書は、返却しない。
- (7) 発注者
- ① 発注者
地方独立行政法人大阪府立病院機構
 - ② 事務局
地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局プロジェクト推進グループ
〒541-8567 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番69号
TEL06-6809-5914
電子メールアドレス pj_suishin@opho.jp

3. 資格要件

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者
 - ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは企画提案代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公募の日から企画提案書等の提出の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格審査申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (7) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「システム企画・開発（種目コード140）」に登録されている者であること。
- なお、その登録をされていない者で、本件企画提案に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。
- ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁内
総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
(TEL (06) 6944-6644)
 - イ 申請の方法
 - (ア) 大阪府電子調達システム
大阪府電子調達システム (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/> 以下「システム」という。)において、必要な事項を入力し、送信すること。
 - (イ) 添付書類は、郵送または持参すること。
 - ウ 申請期限
平成30年7月18日（水）午後4時
なお、添付書類は、同日（水）午後4時までに必着とすること。
 - エ その他
詳細は、イ(ア)のシステムの説明による。
- (8) 平成20年4月1日からこの公募の日までに、地域医療ネットワークに関する構築業務を請け負った実績のある者であること。そのすべてを誠実に履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる契約書の写しを提出することができること。契約書等の写しがない場合は、別紙「契約(取引)実績に係る証明書」(様式1-3)により発注者の証明を取得して添付すること。
- (9) プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (10) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）について

ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001に基く認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

4. 参加申請と申請書類の提出

- (1) 募集要項、仕様書、企画提案参加資格審査申請書等の配布及び提出期間
募集要項、仕様書、企画提案参加資格審査申請書等の配付及び提出期間は、平成30年7月4日（水）から同年7月18日（水）まで（ただし日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 募集要項、仕様書、企画提案参加資格審査申請書等の配布及び提出場所
地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局プロジェクト推進グループ
〒541-8567 大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番69号
TEL06-6809-5914
- (3) 申請書等の提出書類
 - ① 企画提案参加資格審査申請書（様式1-1）
 - ② 3.(8)の委託契約に係る「契約（取引）実績等調書」（様式1-2）
 - ③ 3.(8)の委託契約に係る契約書の写しまたは「契約（取引）実績に係る証明書（様式1-3）
 - ④ 代理人を選任した場合は、「委任状」（様式1-4）
 - ⑤ 資格審査結果通知用封筒一式
※ 定型封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手392円分（普通郵便料82円＋簡易書留料310円）を貼付のこと。
 - ⑥ 委任状（代理人が企画提案する場合）（様式5）

5. 資格審査結果の通知

資格審査の結果通知は、平成30年7月25日（水）付けで発送及び電子メールにて通知する。

6. 企画提案書等の提出に関する事項

- (1) 提出期間
平成30年7月4日（水）から同年8月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送する場合は、書留にて同条件で必着とすること。
- (2) 提出場所
地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局プロジェクト推進グループ
〒541-8567 大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番69号
TEL06-6809-5914
- (3) 募集要項及び仕様書等に関する質問及び回答

募集要項及び仕様書等に関する質問があるときは、質問書(様式4)により平成30年7月4日(水)から同年7月18日(水)午後4時までに下記まで電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス: pj_suishin@opho.jp

この質問に対する回答は、審査通過事業者全員に平成30年7月25日(水)付けで電子メールにて回答する。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 提出のあった企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
なお、プレゼンテーション及びヒアリングには、必ず業務責任者が出席すること。
- (2) 審査日程:平成30年8月29日(水)を予定
※ プレゼンテーション及びヒアリングは30~60分を予定。
※ 詳細は後日通知する。
- (3) 企画提案に際し、代表者または受任者に代わり他の者が企画提案を行う場合は、代表者または受任者からの「委任状」(様式5)を持参し、提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出があっても、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、評価点は0点とする。

8. 事業予定者の選定、決定及び発表の方法

- (1) 選定方法
発注者が組織する「医療情報共有プラットフォーム構築Ⅰ期受託者選定評価委員会」(以下「受託者選定評価委員会」という。)が定める選定審査基準に照らして、応募者から提出された書類等を総合的に審査し、最も優れた提案をした者(以下「最優秀提案者」という。)と次点者を選定する。なお、提案書及びヒアリング評価点が一定点数に満たない者は、いかなる場合であっても最優秀提案者に特定しない。
- (2) 決定方法
上記(1)の最優秀提案者を受託事業予定者とする。ただし、発注者が指定する時期までに契約合意に達しなかった場合、次点者を繰り上げ、受託事業予定者に決定する。また、契約の履行が確実でないと発注者が判断した場合は、受託事業予定者の決定を取り消す場合がある。
- (3) 最優秀提案事業者の決定
審査の結果、評価点が最高者を優秀提案事業とする。
ただし、最高点の者が複数いる場合は選定委員による合議により決定するものとする。

(4) 発表方法

企画提案のあった者に対し、文書にて通知する。

9. 企画提案の無効に関する事項

次のアからサのいずれかに該当する場合は、その者の企画提案は無効とする。

- ア 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき
- イ 委任状を提出しない代理人が企画提案したとき
- ウ 委任者名の併記されていない委任状を提出した代理人が企画提案したとき
- エ 所定の日時及び場所に申請・企画提案書類等を提出しないとき
- オ 2以上の企画提案をしたとき
- カ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて企画提案したとき
- キ 2以上の代理人をしたとき
- ク 企画提案に関して連合等の不正行為があったとき
- ケ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積りまたは金額を訂正した見積りをしたとき
- コ 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、またはなした者が企画提案したとき
- サ その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10. 受託事業予定者の取扱い

- (1) 受託事業予定者と契約条件を協議のうえ、発注者の承認を受けることにより受託事業者となる。

11. その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、発注者の指示に従い、円滑な企画提案の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な企画提案の執行を妨げたり、他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 応募者は、受託事業予定者決定後において、この募集要項、仕様書等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とし、提出のあった提案書等については返還しない。
- (4) 企画提案募集結果については、ホームページ上で公表する。
- (5) 受託事業予定者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、事業予定者決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない企画提案参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。(ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要)

(資料1)

- (6) 企画提案配付書類一式について、企画提案をしない場合は、平成30年8月3日(金)までに、4.(2)に必ず返却すること。